

岬町公告第 2 号

岬町遠距離通学支援事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

岬町長 田 代 堯

令和 7 年岬町要綱第 1 1 号

岬町遠距離通学支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、岬町立小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、遠距離のため交通機関を利用して通学する者の通学費を負担している保護者に対して、保護者の負担の軽減を図るために交付する岬町遠距離通学支援事業補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、次表に定める対象地区から常態として電車又はバスを利用して、当該小学校又は中学校に通学する者（以下「遠距離通学者」という。）の保護者（以下「対象者」という。）であって、対象交通機関及び区間に係る通学定期券又はコミュニティバス定期券（以下「通学定期券等」という。）を購入した者とする。ただし、公費等により通学費が支給されている者及び岬中学校にあっては自転車通学の許可を受けている者は除く。

学校名	対象地区	対象交通機関及び区間
淡輪小学校	淡輪 12 区、14 区、15 区、17 区、18 区、20 区、	南海本線 みさき公園駅から淡輪駅間
	上孝子地区、中孝子地区、下孝子地区	南海本線 孝子駅から淡輪駅間
岬中学校	上孝子地区、中孝子地区、下孝子地区	南海本線 孝子駅からみさき公園駅間
	小島地区、西畑地区、東畑地区、中の峠地区、楠木地区	コミュニティバス 最寄りの停留所から岬中学校停留所間 (西畑地区については、楠木停留所、東畑地区については、与田病院前及び谷川東停留所も最寄りの停留所とする。)

(補助金交付申請)

第3条 対象者は、購入した通学定期券等の有効期間内に岬町遠距離通学支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に補助対象となる通学定期券等の写しを添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条の補助金の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかに 岬町遠距離通学支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により対象者に通知するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、前条の規定により交付の決定を受けた対象者に対し、通学のために利用する交通機関の区間の通学定期券等の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号によるものとする。

- (1) 転居等により、補助対象でなくなった場合は、日割り計算により算出した額
- (2) 病気等により1箇月以上欠席した場合は、日割り計算によりその期間分を減額した額

(申請内容の変更)

第6条 第4条の規定により交付の決定を受けた対象者は、第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに、岬町遠距離通学支援事業補助金変更申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の方法によって補助金の交付を受けたとき
- (2) 公費等により重複して補助金等が支給されたとき
- (3) 通学定期券等の払い戻しをしたとき

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(補助金の適用)

2 第2条に規定する補助金の対象となる者が、この要綱の施行日の前日以前に購入した通学定期券等については、施行日からの有効期間までの期間分について、日割り計算により適用する。